

平成26年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

均等割額の改正

東日本大震災からの復興・防災事業に必要な財源を確保するための臨時特例措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市県民税均等割額が1,000円（市民税500円・県民税500円）引き上げられます。

均等割	改正前	改正後
市民税	3,000円	3,500円
県民税	2,000円	2,500円
合計	5,000円	6,000円

※県民税には森林湖沼環境税1,000円が含まれています。

給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました（平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用）。

○変更前

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,000万円超	収入金額×5%+170万円



○変更後

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額×5%+170万円
1,500万円超	245万円

年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受ける場合の個人住民税申告の簡素化

年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受ける場合の市・県民税の申告書の提出が不要となりました。ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（寡夫）」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった場合は、控除が受けられません。その場合は、確定申告または市・県民税申告を行ってください。

ふるさと寄附金税額控除の見直し

地方公共団体に寄附（ふるさと寄附）を行った場合、所得税の寄附金控除および市・県民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について控除できる仕組みとなっています。

平成25年から平成49年までの間、所得税に加え復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は復興特別所得税も反映されるため、平成26年度から個人住民税の特例控除額が調整される改正が行われました。

◆ふるさと寄附金税額控除額の計算式

ふるさと寄附金税額控除額 = 基本控除額 + 特例控除額

○変更前

基本控除額		特例控除額
$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$	+	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税の税率})$

○変更後

基本控除額		特例控除額
$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$	+	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 102.1\%)$

※所得税の税率は所得に応じて5%～40%に決定されます。

※特例控除額は市・県民税所得割額（調整控除後）の10%が限度です。